

特別養護老人ホーム「宇垣荘」

運 営 規 程

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護)

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会（以下「岡山済生会」という）の経営する、特別養護老人ホーム「宇垣荘」（以下「施設」という）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」）の適正かつ円滑な管理・運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 この事業は、要介護状態及び要支援状態にある利用者に対し、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、要介護状態になった場合には、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、要支援状態にある利用者に対しては、心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 前項実現のため、次の諸点に配慮する。

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供する。
- (2) 自立を促すために個々の能力に応じた援助を行う。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気の中で、安心して過ごせるように努める。
- (4) 地域や家庭との結び付きを重視し、関係者の協力を得ながら、地域に根づいた施設となるように努める。

3 施設運営にあたっては、関係行政機関、関係福祉団体との連携に努め、より良い施設サービスの向上に努める。

4 居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険・福祉・療養型医療施設等の介護サービス施設との連携を図る。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム「宇垣荘」
- (2) 所在地 岡山市北区御津宇垣 2069-10

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

施 設 長	1 名	(常 勤)
生活相談員	1 名	(常 勤・兼 務)
介護支援専門員	1 名以上	(常 勤・兼 務)
機能訓練指導員	1 名	(常 勤)

看護職員	1名以上	(常 勤)
介護職員	12名以上	(常 勤)
管理栄養士	1名	(常 勤・兼 務)
医 師 (嘱託)	1名	(非常勤)
調 理 員	外部委託	
事 務 員	適当数	
労 務 員	適当数	
運 転 手	適当数	

2 運営及び管理上必要と認められるときは、定員外の職員を置くことができる。

(職務分担)

第5条 職員の職務分担は次のとおりとする。

- | | |
|---------|---|
| 施 設 長 | ・施設の業務を統括し、職員を指揮監督する。 |
| 事 務 員 | ・施設の事務に関する業務に従事する。 |
| 生活相談員 | ・利用者の相談・指導、家族・親族等との連絡調整、入退所に関する事務、預り金に関すること、施設サービス計画における生活相談員の役割等に関すること。
・利用者の諸行事、レクリエーション等の計画、実施。
・利用者からの苦情に対し適切に処理する。 |
| 介護支援専門員 | ・利用者の施設サービス計画及び関係者との協議（ケース会議）並びにサービス計画の見直し等に関すること。
・新規利用者受入れのための状況把握及び関係者との協議。
・入所者及び入所希望者の要介護認定並びに更新に関すること。 |
| 機能訓練指導員 | ・利用者の心身に応じた機能回復訓練及び集団訓練の実施。
・入所者のレクリエーション、クラブ活動等の計画及びその実践。
・リハビリ関係機器（歩行器、車椅子を含む）の管理に関すること。
・施設サービス計画及び見直しへの参画。 |
| 医師（嘱託） | ・利用者の健康管理及び診療、保健衛生に関すること。 |
| 看護職員 | ・医師の診療介助及び看護に関すること。
・利用者及び職員の健康管理に関すること。
・医薬品、医療機器の管理に関すること。 |
| 介護職員 | ・利用者個人の尊厳に配慮し、個々の状況に応じた日常生活の援助（食事、排泄、入浴、着替え、整容等）を行い自立を促す。
・居室内外の清掃、整理整頓に関すること。
・利用者の所持品の保管、管理に関すること。
・レクリエーション、クラブ活動の計画、実践。
・利用者の小口現金の預かり及び入出金に関すること。 |
| 労務員 | ・洗濯業務及び施設内外の整理、清掃に関すること。 |
| 管理栄養士 | ・給食献立、栄養計算をはじめ給食全般に関すること。 |

- ・給食委託業者の指揮監督に関すること。

調理員（委託）・給食調理全般。

運転手（兼務）・ショートステイ利用者の送迎及び入所者の受診並びに入院の送迎。

- ・車両管理、建物及び設備機器の保守管理に関すること。
- ・消防、防災に関すること。

（入所定員）

第6条 施設のユニット数及び入所定員は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------|--------|
| (1) | ユニット数 | 1 ユニット |
| (2) | 利用定員 | 9 名 |

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所介護計画の作成等）

第7条 介護サービス提供方法は次の通りとする。

- (1) 利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえ、具体的なサービス計画を作成する。
- (2) 介護計画を作成し、文書交付での内容及び手続きの説明をし、利用者及び家族の同意を得る。
- (3) 居宅サービス計画がすでに作成の場合は、その内容に沿い作成する。
- (4) 正当な理由なく介護サービスの提供を拒まない。

（介護サービスの内容）

第8条

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康状態のチェック
- (3) 機能訓練サービスの提供
- (4) 入浴サービスの提供
- (5) 食事サービスの提供
- (6) その他入所介護業務

（利用料金等）

第9条 利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスに該当する場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から施設に支払われる居宅サービス介護費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 利用者負担段階の第1～3段階の「食費」「居住費」は国が別に定める負担限度額とする。
- 3 日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、当該利用者の負担が適当と認められるものについては実費を徴収する。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、当

該サービスの内容及び費用を重要事項説明書等で説明したうえで、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 実施地域 岡山市

(利用契約)

第11条 利用者の心身状況により指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供するにあたり、重要事項説明書に基づき内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(秘密保持)

第12条 施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又その必要な措置を講ずる。

(職員の研修)

第13条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、職務遂行に必要な事項につき、外部で開催される研修にも積極的に参加させる。

(利用者及び家族等の守るべき事項)

第12条 利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、喫煙、飲酒はしないこと。
 - (2) 建物、設備、その他の備品を破損又は持ち出さないこと。
 - (3) 喧嘩、口論又は暴行、暴言、脅迫、セクシャルハラスメント等により、他の利用者や職員等に迷惑を掛けないこと。
 - (4) 破廉恥な行為及び公の秩序を乱す行為をしないこと。
 - (5) 職員に対し、介護サービスの適正な提供を妨げるような、社会通念上相当な範囲を超える要求、または著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）を行わないこと。
 - (6) その他、この規程及び職員の指示に反する行為をしないこと。
- 2 前項の規程に違反し、安全かつ適切な介護サービスの提供や職員の安全確保が困難であると認められる場合、事業者は利用者等に対し、行為の取りやめや改善を求める警告を行うことができる。
- 3 前項の警告にもかかわらず改善が見られない場合、又は違反行為が著しく悪質であり、事業者との間の信頼関係が破綻したと明白に認められる場合は、事業者は介護サービスの提供を拒否、または、利用契約を解除することができる。

(緊急時、事故発生時における対応方法)

- 第15条 事業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

- 第16条 事業者は、非常災害に備えて、次に掲げる事項を実施しなければならない。
- (1) 消防法に定められた「消防・防災計画」を定め、火災及び防災予防に努め、定期的な訓練を行う。
- (2) 火災発生、災害発生のおそれのある個所の点検整備を行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続)

- 第18条 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置)

第19条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及させるための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業者は、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に当たり、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第20条 事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情処理の体制)

第21条 事業所は、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 その他運営に関し以下の事項に留意する。

- (1) 事業所の会計はその他の事業の会計は区別する。
- (2) 施設は、従業者、施設及び設備、備品、会計に関する諸記録を整備する。又指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(3) 事業所の見えやすい場所に、運営規定の概要、従業員等の勤務の体制、その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理上必要な事項は施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年 7月 1日から施行する。

〃	平成24年	9月	1日	一部改正。
〃	平成25年	4月	1日	一部改正。
〃	平成27年	4月	1日	一部改正。
〃	平成30年	4月	1日	一部改正。
〃	令和 元年	10月	1日	一部改正。
〃	令和 3年	4月	1日	一部改正。
〃	令和 3年	8月	1日	一部改正。
〃	令和 4年	10月	1日	一部改正。
〃	令和 6年	4月	1日	一部改正。
〃	令和 8年	10月	1日	一部改正。